



## 金融商品に関する報告における複雑性の削減 パート 2

国際会計基準審議会 (IASB) は、2008 年 3 月、ディスカッション・ペーパー「金融商品に関する報告における複雑性の削減」を公表しました。この公表は、原則主義に基づく、IAS 第 39 号の規定よりも複雑性が低い金融商品の報告に関する、新たな基準の作成に向けての最初のステップです。先月号に続き、このトピックのパート 2 では、すべてのタイプの金融商品に適切な測定尺度は公正価値のみであるとする IASB の提案を探り上げます。PwC グローバル ACS センtralチームの Jessica Taurae がこの提案について検討します。

このディスカッション・ペーパーは、金融商品会計の複雑性は様々な測定属性が存在することが原因で生じていると主張しています。したがって、IASB はより単純なモデルへと移行することにより複雑性を削減することを提案しています。このディスカッション・ペーパーの最終セクションでは、IASB がすべてのタイプの金融商品に適切な測定尺度は公正価値であるとする根拠が示されています。また IASB は、ある一定の状況で、金融商品の測定に公正価値を用いることに懸念を示しています。さらに IASB は、金融商品の公正価値による測定が一般規定になる前に検討すべき問題を挙げています。

### 公正価値は、すべてのタイプの金融商品に唯一適切な測定属性か？

IASB は、この主張は一定の種類金融商品を異なる方法で測定することについて、議論の余地があることを認めつつも、公正価値がすべてのタイプの金融商品に唯一適切な測定属性だと結論づけています。すべてのタイプの金融商品を取得原価基準で測定することは、適切な選択肢ではありません。例えば、デリバティブに係る原価は、財務諸表利用者に対し将来キャッシュ・フローに関する情報を提供しないことは、広く認識されています。

IASB は、この見解について説明するため、キャッシュ・フローの変動性が高い金融商品と、キャッシュ・フローが固定的あるいはその変動性が僅かな金融商品とを比較しています。IASB は、すべてのデリバティブ(金利スワップを含む)を、キャッシュ・フローの変動性が高い金融商品とみなしています。IASB は、デリバティブの測定尺度として公正価値が唯一目的適合性を有していると主張しており、その理由として、特定の金融商品に係る当初キャッシュ・フローは最終的キャッシュ・フローとは相関性が高くなく、したがって原価基準の測定尺度は将来キャッシュ・フローの評価という点でほとんど目的適合性を有さないことを挙げています。

将来キャッシュ・フローは、キャッシュ・フローが固定的あるいはその変動性が僅かな金融商品(負債商品など)に係る当初キャッシュ・フローと相関性があります(当該金融商品が満期保有目的であり、信用リスクが低い場合)。信用リスクが低い場合、キャッシュ・フローの可能性は高くなります。このディスカッション・ペーパーは、それらの金融商品に関して、償却原価は公正価値と代替可能であり、これにより利用者に目的適合性のある情報が提供されることを認めています。

このディスカッション・ペーパーでは、キャッシュ・フローが固定的あるいはその変動性が僅かな金融商品に公正価値を適用することへの反論に対する意見が示されています。それらは以下のとおりです。

- すべてのタイプの金融商品に単一の測定方法を適用することで、異なる金融資産を測定することに関する混乱が回避される。
- 減損損失をいつどのような方法で定量化するかに関する規定は存在しない。
- 公正価値は、企業が貸借対照表日に資産を売却する必要が生じた場合に受取る金融資産の金額をより適切に表す。当該情報は、経営者が資産の売却を予定していない場合でも、有益である。
- 金融資産に関して：公正価値は、予想将来損失に関する情報を提供する(既に発生している損失に関する情報だけでない)。

- 金融資産に関して： 公正価値は、当初発行時あるいは取得時以降の信用リスクの改善に関する情報を提供する。
- 金融負債に関して： 比較可能性のある信用格付けおよび債務を有する企業は、比較可能性のある金額で負債を報告することになる。
- 金融負債に関して： 公正価値によった場合、企業は同一のキャッシュ・フローを有する確実性が同程度の2つの支払債務について、同一の測定値が報告される。
- 公正価値は、測定日に負債を移転する場合に支払われるキャッシュ・フローをより適切に表す。

## 金融商品の公正価値による測定に関する問題

金融商品の公正価値による測定に関して、3つの主な問題が議論されています。この3つの主な問題とは、報告される公正価値の変更の目的適合性、なぜ未実現損益が損益に影響するのか、および市場に基づく情報が入手できない場合の金融商品に係る公正価値の見積りの難しさおよび不確実性です。

報告される公正価値の変更の目的適合性に関する主な問題は、損益に生じるボラティリティに起因するものです。経営者の支配が及ばない要因から生じる損益のボラティリティは、市場要因により生じたものであるため、報告対象とすべきではないとして問題になっています。

2つ目の問題は、損益に未実現損益を含めることで誤解を招く可能性に関する問題です。このディスカッション・ペーパーでは、以下のことが検討されています。

- 情報に十分な客観性と信頼性があるか？
- 実現されない可能性のある損益に関する情報を利用する目的は何か？
- 企業の債務に変更が無い場合に、なぜ金融負債に係る未実現損益を認識するか？
- 企業の財政状態が悪化した場合に、なぜ金融負債に係る未実現損益を認識するか？

3つ目の問題は、市場に基づく情報が入手できない場合の金融商品に係る公正価値の見積りの難しさおよび不確実性に関する問題です。この見積りにおいては、多くの場合、評価専門家およびその他の会計以外の専門家（一部の地域ではそれらが広く利用できない可能性がある）の利用が要求されます。このディスカッション・ペーパーは、公正価値の見積りでは報告企業の判断が要求されること、およびすべての金融商品を公正価値で測定する規定によりこれらの難しさがさらに増すことを認識しています。

## 公正価値による測定が一般規定になる前に検討しておくべきことは何か？

このディスカッション・ペーパーの最終セクションでは、金融商品の公正価値による測定が一般規定になる前に検討すべき4つの主要な問題に焦点を当てています。それらの問題は以下のとおりです。

- 表示： 公正価値の変動による影響を損益計算書でどのように表示すべきか？
- 開示： 金融商品に関してどのような情報を開示すべきか？
- 測定： 公正価値の定義は何か？ また公正価値をどのように測定すべきか？
- 範囲： 金融商品の適切な定義は何か？ 金融商品に関する基準の適用範囲外とすべきものがあるとすれば、それはどの金融商品か？

## すべての金融商品に全面公正価値を適用するか？

このディスカッション・ペーパーは、現在の市場における公正価値の議論に興味深い貢献をしています。全面公正価値モデルに移行する時期の検討は、以下のような判断を行う場合に重要になります。

- IASBは、既に、公正価値を定義することの必要性、および公正価値をどのように測定するかを認識している。公正価値が何を意味するかについて理解がない場合、公正価値が適切かどうかの判断は困難である。
- 財務報告の目的、特に、現在の市場条件が公正価値に与える影響が財務報告利用者による発行済社債あるいは満期保有予定資産の分析に役立つかどうかを検討する必要がある。
- これに関連して、財務報告利用者は何を望んでいるか？ CRUF<sup>1</sup>のメンバーは、公正価値は考えとしては良いが、キャッシュフローに関する有益な追加情報を提供するものではないと述べている。
- 評価モデルの信頼性は十分か？ FSF<sup>2</sup>は、IASBに対し、(特に市場が活発でない場合の)公正価値の決定に関する指針を改善するプロジェクトを開始するよう求めた。IASBは、このプロジェクトを支援するための専門家諮問委員会を組織するよう求められている。この分析結果を得ずに全面公正価値モデルを推進することは慎重性を欠くものだと思われる。
- 単一の金額による開示はそれ自体で有益か？ 世界の主要な規制当局および監督者<sup>3</sup>は、一様に、透明性の確保は公正価値を理解する上で重要であり、また評価、評価手法、価格の検証プロセス、および評価に関する不確実性などについて開示の質を向上させなければならないと述べている。したがって、全面公正価値への移行にあたっては、同時により有益な開示を行われなければならない。

<sup>1</sup> 2008年4月22日のIASBとFASBの合同会議における企業報告利用者のためのフォーラム(Corporate Reporting User's Forum)での議論より。

<sup>2</sup> 2008年4月7日の金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum)におけるレポート『Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience』。

<sup>3</sup> 2008年4月の上級監督者グループのレポート『Leading practice disclosures for selected exposures』。

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界150カ国に146,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計および監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.